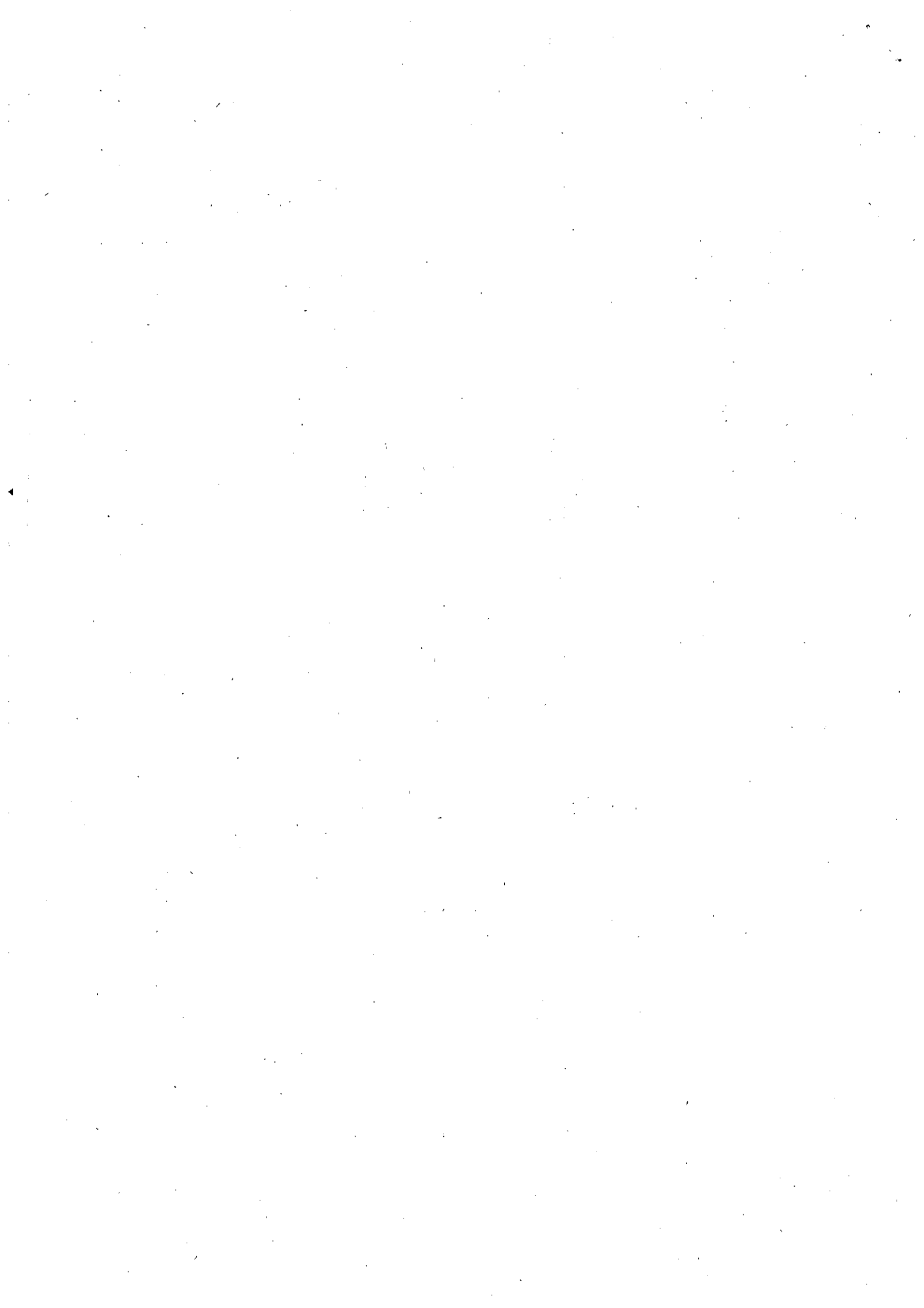


第58号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第6号）

目次	ページ
1 国民健康保険事業特別会計（事業勘定）に対する 一般会計繰出金（3.1.8）	1 ~ 2
2 新型コロナウイルス感染症病床確保推進費 （4.1.4）	3 ~ 7

市民健康部

令和3年5月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	3 民生費	1 社会福祉費	8 国民健康保険 事業費	1-1	国民健康保険事業 特別会計繰出金 (事業勘定)	千円 20,623

1 補正理由

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、収入が減少等した国民健康保険被保険者に対して減免措置を講じたいが、そのことにより減少する保険税収入相当額を一般会計から繰り出すもの。

なお、このことについては、令和元年度分及び令和2年度分に引き続き、令和3年度分についても国が財政支援を行う予定であるが、財政支援割合が縮小となることから、今回財源不足となる国民健康保険税を補てんするものである。

2 内訳 (単位：千円)

区 分	金 額
当初予算 (A)	4,159,435
補正額※ (B)	20,623
合 計 (A) + (B)	4,180,058

※補正額＝令和2年度実績による令和3年度減免見込額×申請割合見込×財源不足割合
 ＝77,334,300円×1/3×0.8(注)
 ≒20,623,000円

(注) 当該財政支援において、国が2割となっているので、残りの8割を一般会計が補てんするもの

3 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金(※)	県支出金	その他	一般財源
千円 20,623	千円 20,623	千円 —	千円 —	千円 —

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

4 (参考)令和3年度長崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算総括表(事業勘定)

(単位:千円)

歳 入					歳 出						
款	項	目	補正前	補正額	補正後	款	項	目	補正前	補正額	補正後
1		国民健康保険税	8,136,668	▲ 25,778	8,110,890	1		総務費	277,455	0	277,455
	1	国民健康保険税	8,136,668	▲ 25,778	8,110,890	2		保険給付費	39,674,934	0	39,674,934
		1 一般被保険者 国民健康保険税	8,132,981	▲ 25,778	8,107,203	3		国民健康保険事業費 納付金	13,154,645	0	13,154,645
		2 退職被保険者等 国民健康保険税	3,687	0	3,687	4		保健事業費	381,655	0	381,655
2		使用料及び手数料	4,665	0	4,665	5		基金積立金	7	0	7
3		国庫支出金	1	0	1	6		諸支出金	101,899	0	101,899
4		県支出金	40,595,854	5,155	40,601,009	7		予備費	10,000	0	10,000
	1	県補助金	40,595,854	5,155	40,601,009						
5		財産収入	7	0	7						
6		繰入金	4,386,345	20,623	4,406,968						
	1	他会計繰入金	4,159,435	20,623	4,180,058						
	2	基金繰入金	226,910	0	226,910						
7		繰越金	1	0	1						
8		諸収入	477,054	0	477,054						
		合 計	53,600,595	0	53,600,595			合 計	53,600,595	0	53,600,595

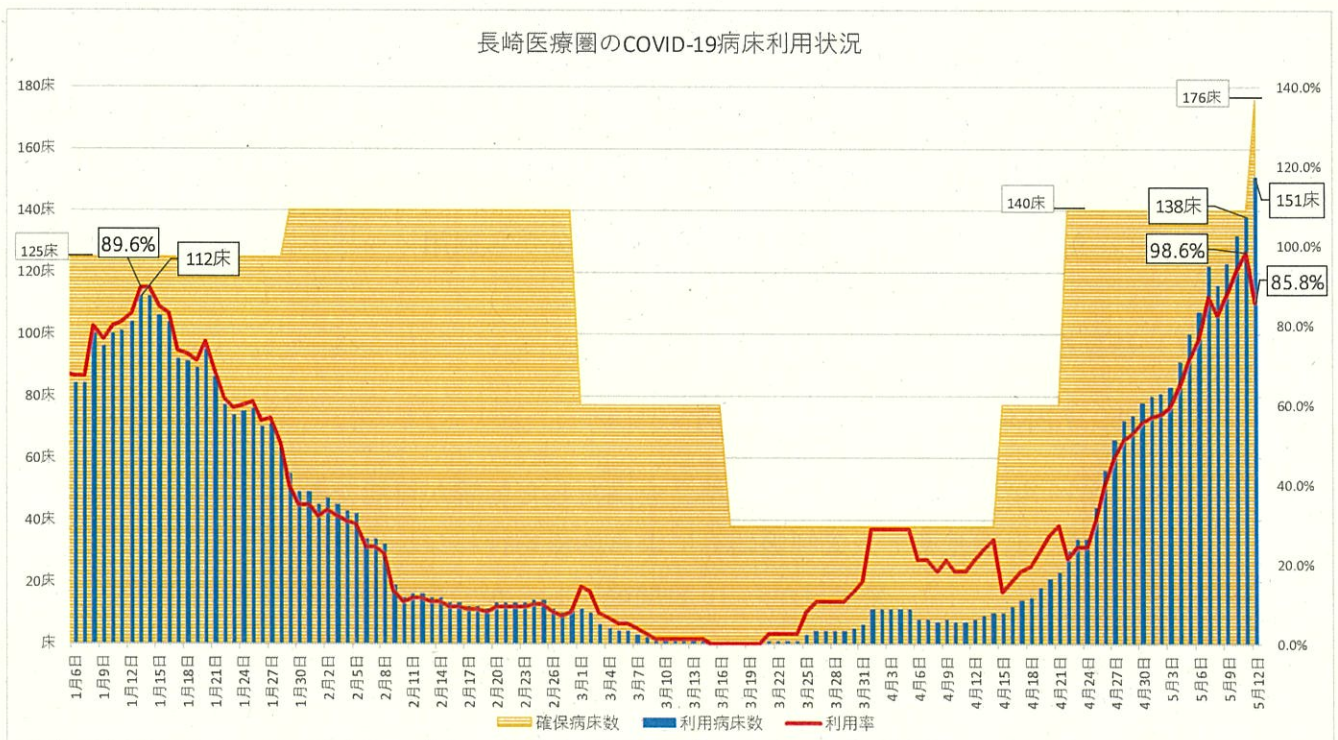
予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
22~23	4 衛生費	1 保健衛生費	4 予防費	1-1	新型コロナウイルス 感染症病床確保推進費	千円 30,000

1 概要

(1) 病床ひっ迫の現状

長崎医療圏では、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の流行の第3波時には、コロナ専用病床の利用率が90%近くまで上昇し、救急医療を含めた一般診療にも影響が出るなど、医療全体が崩壊しかねない危機にあった。

現在、全国的に感染が急激に再拡大し、長崎市においても4月から新規感染者数が急増しており、長崎医療圏の病床利用率は85.8%（5月12日時点）となるなど、病床が非常にひっ迫している。



(2) 事業概要

コロナ専用病床が逼迫する要因の一つに、コロナの症状は回復したものの、基礎疾患の治療等で引き続き入院が必要な方の転院先の確保が困難なこと等により、入院期間が長期化することが挙げられる。

コロナ専用病床の大幅な増床は、一般急性期医療への影響が大きく現実的には困難であり、限りある専用病床を有効に活用するためには、コロナの症状が回復した患者の早期の転院促進が重要である。

長崎医療圏の市町（長崎市、西海市、長与町、時津町）が連携し、転院受入を促進することで、コロナ専用病床を確保するため、転院受入を行った医療機関に対し、感染対策を十分に行い、安心して患者を受け入れるための支援金を令和2年度に引き続き支給しようとするもの。

2 事業内容

(1) 支援の内容

コロナから回復した患者の転院を受け入れた医療機関に対し、患者1人あたり25万円の支援金を支給する。

ア 支給対象者 長崎県に「後方支援医療機関[※]」の登録を行った長崎医療圏内の医療機関のうち、コロナから回復した患者の転院受入を行った医療機関

※後方支援医療機関とは、新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる医療機関のこと。

イ 支給金額 転院受入患者1人あたり25万円

ウ 支給適用日 令和3年4月1日の転院分から適用

(2) 積算根拠

250千円×120人^{※1}=30,000千円

※1 第3波時に国の退院基準^{※2}を満たした転院が可能であったと推測される患者数

※2 退院基準：人工呼吸器等による治療を行わなかった患者の場合、
「発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過」

(3) 想定される経費

人件費、患者受入のための個室料、感染防護具の購入など

3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金 (※1)	県支出金	地方債	その他 (※2)	一般財源
千円 30,000	千円 25,086	千円 —	千円 —	千円 4,914	千円 —

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

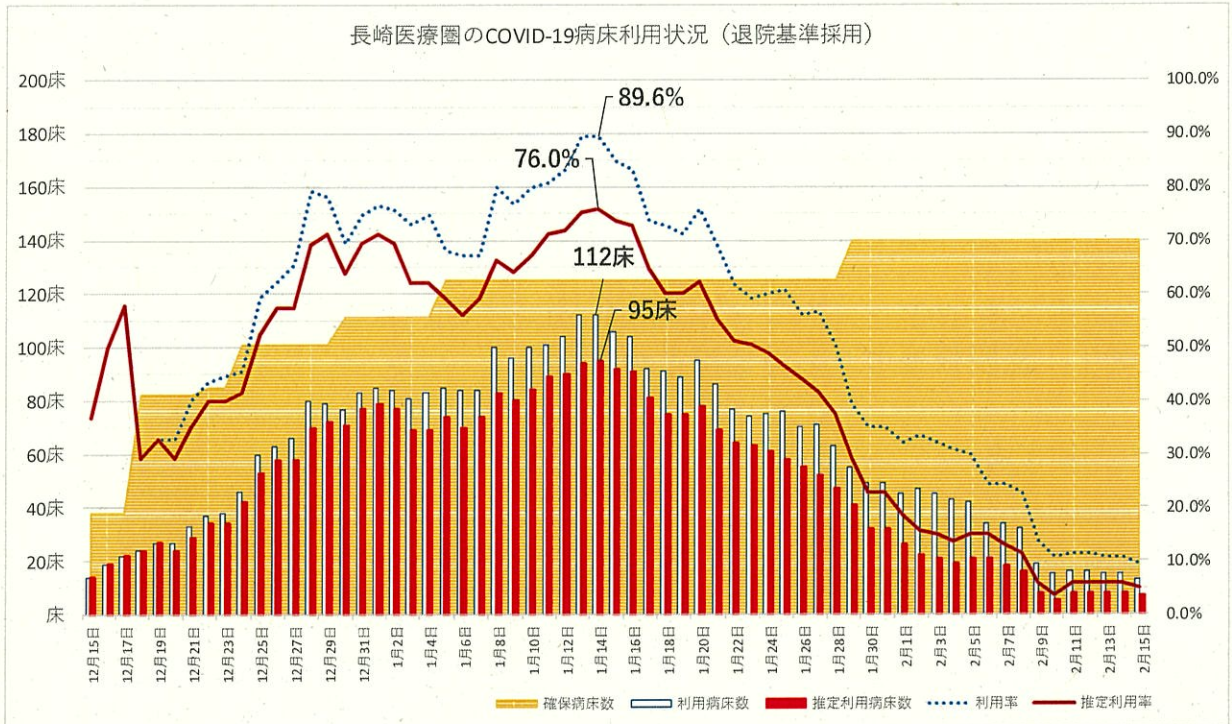
※2 西海市、長与町、時津町からの人口割合に応じた負担金相当額

参考1 転院促進のための他都市の支援策

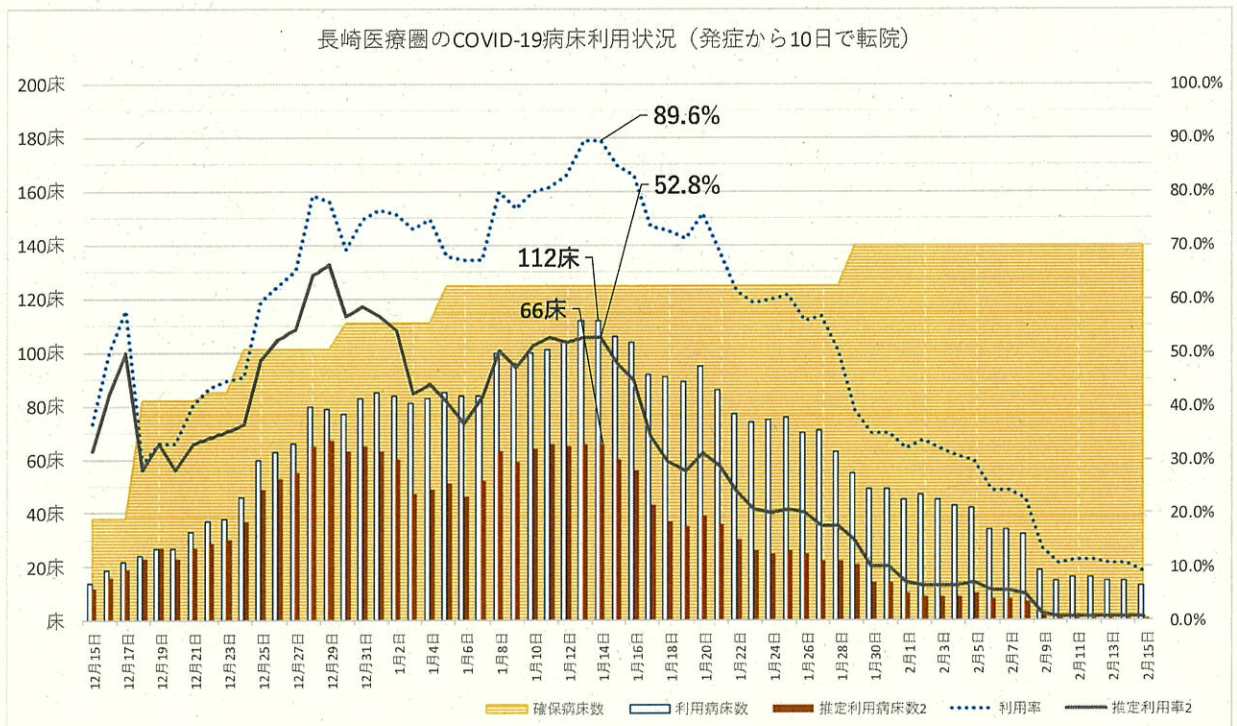
都市名	金額 (患者1人あたり)	備考
福島県	100,000円	・実施予定
東京都杉並区	1日8,000円	・実施予定 ・個室の場合20,000円を上乗せ。最大10日間
東京都板橋区	1日50,000円	・最大14日間。転院元の病院にも50,000円を支給
東京都	180,000円	
千葉市	250,000円	・実施予定
豊橋市	1日17,000円	・上限255千円(15日分)
愛知県	100,000円	
大阪府	200,000円	・4日以上の上院が必要

参考 2

軽症、中等症の患者について、退院基準を満たした時点で転院した場合の
COVID-19 病床利用状況推計



軽症、中等症の患者について、発症10日後に転院した場合の
COVID-19 病床利用状況推計



長崎医療圏における医療提供体制について

参考3

